



島根県報

令和2年4月28日（火）
第 101 号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 2

【告 示】

保安林の指定 (森林整備課) 3

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (水産課) 3

【公 告】

基本測量の実施 (技術管理課) 4

【特定調達公告】

令和2年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等（2件） (道路維持課) 4

令和3年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等 (") 5

【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 6

【正 誤】

令和2年3月31日付け島根県報号外第41号中 (税務課) 6

公布された条例等のあらまし

◇覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第48号）

1 規則の概要

覚せい剤取締法の改正に伴う規定及び様式の整理（第1条・第12条・第1号様式—第5号様式・第7号様式—第14号様式関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第48号

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚せい剤取締法施行細則（昭和31年島根県規則第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

覚醒剤取締法施行細則

第1条中「覚せい剤取締法（）」を「覚醒剤取締法（）」に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚醒剤取締法施行規則」に改める。

第12条第1項中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同条第2項中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

第1号様式中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤施用業務」を「覚醒剤施用業務」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第2号様式中「覚せい剤研究者の研究廃止届」を「覚醒剤研究者の研究廃止届」に、「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第3号様式中「き損（）」を「毀損（）」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「き損した」を「毀損した」に、「き損の」を「毀損の」に改める。

第4号様式中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第5号様式中「覚せい剤施用機関（覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者）」を「覚醒剤施用機関（覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者）」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第7号様式中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤交付書」を「覚醒剤交付書」に改める。

第8号様式中「覚せい剤（原料）事故届」を「覚醒剤（原料）事故届」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第9号様式中「所有覚せい剤」を「所有覚醒剤」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第10号様式中「残余覚せい剤」を「残余覚醒剤」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第11号様式中「第11号様式」を「第11号様式（第9条関係）」に、「覚せい剤取締法第28条の規定により覚せい剤施用機関」を「覚醒剤取締法第28条の規定により覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤取締法第28条の規定により覚せい剤研究者」を「覚醒剤取締法第28条の規定により覚醒剤研究者」に改める。

第12号様式中「覚せい剤定期報告書」を「覚醒剤定期報告書」に、「覚せい剤取締

法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第13号様式その1中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料の」を「覚醒剤原料の」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第13号様式その2中「覚せい剤原料研究廃止届」を「覚醒剤原料研究廃止届」に、「覚せい剤原料の」を「覚醒剤原料の」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第14号様式中「覚せい剤施用機関指定証」を「覚醒剤施用機関指定証」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関の」を「覚醒剤施用機関の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第303号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
大田市三瓶町池田字長常川平2653-4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第304号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成28年島根県告示第324号による保険に付すべき義務は、令和2年4月18日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

湖陵町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（湖沼調査）

2 作業期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

中海

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 物品等の名称、数量及び配車先

- (1) 除雪グレーダ（3.7m級）1台 雲南県土整備事務所
- (2) 除雪ドーザ（4 t級、Aプラウ付）1台 雲南県土整備事務所
- (3) 除雪ドーザ（11 t級、SAプラウ付、両サイドシャッター付）1台 雲南県土整備事務所
- (4) スノーローダ（1.5m³級、サイドダンプバケット付）1台 益田県土整備事務所津和野土木事業所
- (5) 除雪ドーザ（8 t級、SAプラウ付）1台 隠岐支庁県土整備局

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

- 1(1)：令和2年4月8日
- 1(2)：令和2年4月8日
- 1(3)：令和2年4月8日
- 1(4)：令和2年4月8日
- 1(5)：令和2年4月9日

4 落札者の氏名及び住所

- 1(1)：コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1
- 1(2)：コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1
- 1(3)：コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1
- 1(4)：株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10
- 1(5)：株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

5 落札金額

- 1(1)：31,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 1(2)：6,050,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 1(3) : 18,700,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 1(4) : 28,600,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 1(5) : 12,320,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和2年3月23日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 物品等の名称、数量及び配車先
除雪トラック（7 t級、4×4）1台 益田県土整備事務所津和野土木事業所
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
令和2年4月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10
- 5 落札金額
38,170,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和2年4月3日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 物品等の名称、数量及び配車先
- (1) 除雪トラック（7 t級、4×4）1台 松江県土整備事務所広瀬土木事業所
- (2) 除雪トラック（7 t級、4×4）1台 雲南県土整備事務所
- (3) 除雪トラック（7 t級、4×4）1台 浜田県土整備事務所
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日

令和2年4月8日

4 落札者の氏名及び住所

1(1) : UDトラックス株式会社出雲カスタマーセンター センター長 渡部 淳 島根県出雲市神門町823番地1

1(2) : UDトラックス株式会社出雲カスタマーセンター センター長 渡部 淳 島根県出雲市神門町823番地1

1(3) : UDトラックス株式会社出雲カスタマーセンター センター長 渡部 淳 島根県出雲市神門町823番地1

5 落札金額

1(1) : 33,000,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1(2) : 33,165,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1(3) : 33,000,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和2年3月23日

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月28日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第16号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第71病院の項中「総務人事係長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

令和2年3月31日付け島根県報号外第41号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
7	島根県規則第40号の第124号様式中	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 県内に所在する経由の納入先 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 県内に所在する軽油の納入先 </div>